

神戸市長田区

真陽地区

防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

(災害初動対応計画書)

地域おたすけガイドの作成について…

- ①地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- ②皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- ③しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- ④ぜひ、防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。

令和7年3月作成

真陽地区防災福祉コミュニティ

目 次

防コミ運営本部設置基準・活動方針・施設等一覧	1
防災資機材庫収納品リスト	2
今後の資機材整備計画案	4
今後の活動計画案・真陽地区協力事業所	5
①地震（津波が来ない場合）	6
②地震（津波警報等が発表された場合）	8
③風水害	9
④共通事項	11
⑤長野県飯田市三穂地区との広域相互応援計画	12
【参考】簡易避難者カード・避難世帯リスト・避難者調査票	13
活動の事前指示書	16
＊情報収集・伝達	16
＊安否確認	17
＊救出・救護活動	18
＊消火活動	19
＊自力での避難が困難な人の避難支援	20

真陽地区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド (災害初動対応計画書)

防コミ運営本部設置基準

- ・震度5弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。

活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々と助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

防コミ運営本部 設置場所	真陽地域福祉センター ※ただし津波警報発表時は新長田公園		
前進指揮所	(津波時は、地震後60分までに閉鎖し、新長田公園へ)		
防災資機材庫の場所 (緊急時には錠破壊も可)	真陽地域福祉 センター ※P.2参照	真陽小学校 ※P.2参照	さつき会館 ※P.3参照
	丸五市場 防災空地 ※P.3参照	長田消防団 第7分団詰所 ※P.4参照	
避難場所 ※津波警報発表時	水平避難 ⇒新長田公園	垂直避難 ⇒津波緊急待避所(津波避難ビル) 地区内に16ヶ所 津波防災安全マップ参照	
避難所	真陽小学校		
福祉避難所	真陽地域福祉センター ※要援護者のみ		
ポンプ付耐震性防火水槽	新長田公園 大橋町3丁目		
防災行政無線保有者	非公開	非公開	
要援護者名簿保管場所	各自治会長	民生委員	長田在宅福祉 センター ※真陽全体の名簿

真陽地域福祉センター 防災資機材庫収納品リスト

【所在地】久保町3丁目9-6 地域福祉センター内

【鍵の管理者】 _____

令和3年1月時点

資機材名	個数	備考	資機材名	個数	備考
布バケツ	10				
スコップ	10				
バール	10				
簡易ジャッキ	2				
のこぎり	10				
拡声器	2				
					

真陽小学校 防災資機材庫収納品リスト

【所在地】二葉町1丁目5 真陽小学校校庭

【鍵の管理者】 _____

令和3年1月時点

資機材名	個数	備考	資機材名	個数	備考
動力消防ポンプ式	1				
消火器	5				
水消火器	5				
布バケツ	30				
携行ガソリン缶	1				
折りたたみ式担架	2				
ヘルメット	10				
スコップ	30				
バール	30				
簡易ジャッキ	5				
のこぎり	30				
拡声器	5				
真陽防災ジャンパー	50				

さつき会館 防災資機材庫収納品リスト

【所在地】庄田町2丁目3-17 さつき会館内

【鍵の管理者】 _____

令和3年1月時点

資機材名	個数	備考	資機材名	個数	備考
布バケツ	10				
スコップ	10				
バール	10				
簡易ジャッキ	2				
のこぎり	10				
拡声器	2				
					

丸五市場 防災空地 防災資機材庫収納品リスト

【所在地】二葉町3丁目6

【鍵の管理者】 _____

令和7年 月時点

資機材名	個数	備考	資機材名	個数	備考
ヘルメット	3				
シャベル	5				
バール	3				
布バケツ	10				
トランジスタメガホン	5				




【本部立ち上げ用】 ※将来的に新長田公園に資機材庫を設置し、格納する

【本部立ち上げ用】 ※将来的に新長田公園に資機材庫を設置し、格納する

(参考) 長田消防団 第7分団詰所 資機材リスト

【所在地】大橋町3丁目2-5

※団倉庫内の資機材については消防団員の使用を前提としています。一覧表に記載していない資機材もありますので、使用する場合は必ず団員に確認のうえで使用してください。

今後の活動計画案（「その日」までにできたらいいなと思う準備）

隣接防コミとの合同訓練

新長田北安全安心の防災福祉コミュニティとの合同訓練を実施し、その中で新長田公園に本部設置訓練も行う。（できれば、本部立ち上げ資機材保管場所も検討）

避難訓練

トラメガ隊による避難の呼びかけがどのように機能するかの確認と、訓練の参加者が水平避難に要する時間を体感してもらい、津波防災の意識をもってもらうことを目的とした避難訓練を定期的実施する。

防コミ本部役員は新長田公園にて、ラジオ、時計、トランシーバ、メガホン等を備え、地震発生後 10 分刻みで時報を行う。

トラメガ隊は、ラジオ、時計、トランシーバ、メガホン等を備え、各自治会でトランジスタメガホンのサイレンを吹鳴させて避難の呼びかけを行う。その後、国道 2 号線沿いに分かれて、海側に戻ろうとする地区住民がいれば国道 2 号線より北側に留まるよう呼びかける（要援護者が真陽地区にいたとしても、津波到達までに真陽地区に 2 回戻るのは、時間的に不可能であるため）。

井戸水使用による消火訓練

地区内の井戸を地図に落とし、小型動力ポンプによる消火訓練を行う。

真陽地区 協力事業所

協力事業所	電話	協力内容
近田電気産業(株)	078-643-2211	人的協力 ⇒単車 2 台による避難経路安全確認 ※折りたたみリヤカー 2 台設置
(有)窪田精機工業	078-642-3663	人的協力 ※折りたたみリヤカー 2 台設置
(株)POT	078-646-8661	物的協力
(株)ホームセンターアグロ 神戸駒ヶ林店	078-646-4455	物的協力
医療法人社団十善会 野瀬病院	078-641-2424	物的協力 ⇒ストレッチャー、資機材 ※折りたたみリヤカー 2 台設置

①地震（津波が来ない場合）

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- ☐ 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- ☐ 火を使用している場合は、可能な限り火を止め、ガスの元栓を閉める。
- ☐ 分電盤のブレーカーを落とす。
- ☐ 家族の安全を確認する。
- ☐ 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ☐ ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

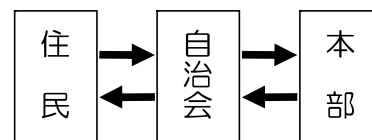
- ☐ 役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで防コミ運営本部を立ち上げる。
- ☐ 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- ☐ 統括防災リーダーを中心に集まってきたメンバーで、地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- ☐ 本部に地域の地図、防災マップ、役員名簿、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- ☐ 各自治会の活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 自治会毎の災害対応

- ☐ 自治会長等は消火や救助など、対応すべき災害に応じた体制づくりを行う。
- ☐ 各自治会で集めた情報を本部へ伝達する。
- ☐ 応援が必要な場合は本部へ要請する。

3 情報収集・伝達

- ☐ 防コミ運営本部はラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- ☐ 防コミ運営本部が防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、自治会長に伝達する。
- ☐ 防コミ運営本部は、伝令等により、自治会長から各地区内の被害状況や通行困難な道路、住民の安否等の状況調査を行う。



※地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよい。

4 安否確認（→安否確認体制の整備が今後の課題になる…）

- ☐ 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき、安否確認を行う。
- ☐ 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。

※無事で在宅している（安否確認が不要である）ことを示す目印の活用については、空き巣狙いや窃盗団のターゲットにならないように、地域の人にしかわからない暗号（防コミマーク等）を用意するかどうかも含めて協議しておく。

→安否確認には真陽地区の LINE オープンチャットや災害用伝言ダイヤル等も積極的に活用していく

5 避難支援（→要援護者に限らない避難支援体制の整備が今後の課題になる…）

- ☐ 自宅の損傷の状況等により、自力での避難が困難な人（災害時要援護者や障がい者、お年寄り、妊婦、負傷者等）の避難支援を行う。
- ☐ 支援者の割り振りをする。

6 消火活動

- ☐ 出火場所を確認する。
- ☐ 消火器具等を活用し初期消火を行う。
- ☐ 井戸の水も利用する。

※火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要。

7 救出・救護活動

- ☐ 二次災害に注意しながら自治会単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
※救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効。
- ☐ 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し医療機関に搬送する。

8 区や消防署への連絡

- ☐ 被害情報、活動情報等を長田区役所や消防署に連絡する。
- ☐ 避難所運営で必要な事項を長田区役所等へ伝える。

9 避難所のたちあげ

- ☐ 学校関係者や長田区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- ☐ 避難者名簿の作成。

※簡易避難者カードや避難世帯リスト、避難者調査票等を活用する。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など
- 自力で避難することが難しい方

※要援護者としての登録を希望される方は、民生委員にお申し出ください。

②地震（津波警報等が発表された場合）

⇒大原則「各自、自助によって避難。その次に共助（防コミ）」

0 事前の準備

- 防コミ役員は、家族が一緒ではない時間帯に津波警報等が発表された場合、新長田公園に向かうことを、子どもを含めた家族と申し合わせる。
- 平日昼間などに津波警報等が発表された場合における子どもの引き渡しの場所や方法については、それぞれの小学校・幼稚園・保育園等と協議しておく。
※今後、真陽小学校等の引き渡し訓練の内容とすりあわせる。
※災害発生時、真陽小学校からすぐ一にて発信される情報を参照する。

1 避難（避難の呼びかけ）、避難支援

- 防災行政無線やテレビなどで情報収集できなくても、約 1 分以上の長い揺れを感じれば、避難する。
- とりあえず国道 2 号線より北へ避難する。
- 各自治会に配置されているトラメガ隊員は、津波警報等の発表に応じて、トランジスタメガホンのサイレンを吹鳴させて避難の呼びかけを行う。
- 真陽地区内の住民は、直ちに避難が困難な災害時要援護者の避難支援を行うとともに、避難の際には「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを行い、率先して避難する。
- ストレッチャーも含めて、車椅子、シルバーカーなど、身の回りにある車輪がついた道具を使って、災害時要援護者の避難支援を行う。

2 防コミ運営本部の立ち上げ

- 新長田公園に集まったメンバーで防コミ運営本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 本部に地域の地図、防災マップ、役員名簿、などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 本部に、「真陽地区本部」の馬印を掲げる。
- 「真陽地区の方は集まってください」と呼びかけ、活動人員と情報を募る。
- 活動人員が不足している場合は、元気な避難者の中から活動人員を募る。

3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から津波警報、津波注意報等を収集するとともに、有線電話、携帯電話等を使用して、各自治会長に伝達する。
- 災害時要援護者に直ちに避難を呼びかける。

4 消火活動

- 水バケツ、消火器で消火できる範囲（火炎が天井まで）であれば消火を試み、それ以上の規模になれば津波の危険性を鑑みて避難。

③風水害

【災害発生前】

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- ☐ 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- ☐ 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- ☐ 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- ☐ 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、河川の洪水や内水氾濫に関する情報等を収集する。
- ☐ 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、自治会長に伝達する。
- ☐ 河川の洪水や内水氾濫の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各自治会による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。

3 組織内の連絡体制の確保

- ☐ 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4 避難に関する情報共有

- ☐ 真陽小学校への避難希望者がいる場合、各自治会は長田区役所へ連絡する。
- ☐ 避難者の有無や誰が避難したかについて知りたい場合、本部（自治会）から長田区役所へ問い合わせる。

5 災害時要援護者の避難誘導

- ☐ 河川の洪水や内水氾濫の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、各自治会により早めの避難誘導を実施する。

6 資機材等の確保

- ☐ 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

0 区や消防署への連絡

- ☐ 被害情報、活動情報等を長田区役所や消防署に連絡する。
- ☐ 避難所運営で必要な事項を長田区役所等へ伝える。

1 防コミ運営本部による指揮

- ☐ (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- ☐ 地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各自治会に活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。
- ☐ 各自治会の活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 自治会毎の災害対応

- ☐ 自治会長等は消火や救助など、対応すべき災害に応じた体制づくりを行う。

3 情報収集・伝達

- ☐ 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、河川の洪水や内水氾濫に関する情報等を収集する。
- ☐ 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、自治会長に伝達する。
- ☐ 有線電話、携帯電話等により、自治会長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

- ☐ 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- ☐ 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。

5 救出・救護

- ☐ 二次災害に注意しながら、自治会単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- ☐ 被災者が負傷している場合は止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 避難所のたちあげ

- ☐ 学校関係者や長田区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- ☐ 避難者名簿を作成する。

※簡易避難者カードや避難世帯リスト、避難者調査票等を活用する。

④ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- ☐ 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を、見直す。

2 避難所の運営

- ☐ 学校関係者、長田区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- ☐ 女性や子育て家庭への配慮
- ☐ 同行避難してきたペットへの配慮
- ☐ 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- ☐ 福祉避難所（下記参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3 生活情報の収集

- ☐ 生活情報の収集及び住民への周知

4 支援物資の管理・配布

- ☐ 支援物資は避難所にいる人だけでなく、自宅で待機している人にも行き渡るよう管理・配布する。

5 防火・防犯パトロール

- ☐ パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者のうち、介護保健施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の方を受け入れる施設として、市内の地域福祉センター等を「福祉避難所」に指定しています。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではないため、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難することになります。

⑤長野県飯田市三穂地区との広域相互応援計画



〇 災害が起こるまでに

- 「真陽地区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド（この冊子）」と、飯田市三穂地区の災害初動対応計画（あれば）を一部ずつ交換しておく。

【参考】簡易避難者カード（※初動期）

ふりがな 世帯代表者氏名	（ 歳）					
情報の使用 どちらかに○	安否確認があった場合、この情報を使用することに… 同意する ・ 同意しない					
住所						
家族 （ここにいる方）	ふりがな 氏名	性別	続柄	年齢	連絡先	備考

簡易避難者カードの活用例

①簡易避難者カードの配布

- * 自治会役員等が中心となり、カードを配布する。
- * 同時に避難者の数を数える。

②避難者の数の把握

- * 自治会役員等が数えた避難者数から、避難者の総数を把握する。

③簡易避難者カードの収集

- * 自治会役員等が中心となり、世帯代表者が記入した簡易避難者カードを地区ごとに収集する。
- * 安否がすぐに分かるよう、掲示板などにカードを貼ってもよい。

④より詳細な避難者情報の収集

- * 避難所の状況が落ち着いてから、避難者調査票（※P. 15 参照）を改めて配布・収集する。

【参考】避難世帯リスト

	世帯主氏名	住所（長田区以降の住所）	男性（人数）	女性（人数）	合計（人数）	到着時間	帰宅時間
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※長田区以外の避難者は都道府県名から住所を記入すること ※避難者が20世帯を超える場合は2枚目以降に記入すること

【参考】避難者調査票（※避難所生活が長引く場合）

※太枠部分は必ずご記入下さい。

避難所名（ ）

①記入時点	年 月 日 時 分	②入所日	年 月 日	
③代表者氏名		⑧親族 などの 連絡先	氏名	
④住所	〒 -		住所	
			連絡先	
⑤電話番号	() -	⑨自宅の被害状況	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 その他()	
⑥電話番号（携帯）	() -	⑩避難場所	☐ 建物内 ☐ 車中泊（避難場所敷地内） ☐ 持参テント（避難所敷地内） その他()	
⑦車種・ナンバー				
⑪避難場所滞在理由		☐ ライフライン不通（電気・ガス・水道・電話） ☐ 自宅の片づけができない ☐ その他()		
⑫家族構成など		⑬以下に該当するものがあれば 項目を○で囲ってください	⑭備考欄 (病気や食物アレルギーなど)	
フリガナ 氏 名			代表者	
年齢 続柄				
年 月 日生 歳			ア. 要介護3以上 イ. 障がい（身体・知的・精神・発達・内部） ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児	☐ 熱（37.5度以上）がある、熱っぽい ☐ 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感等がある ☐ 2週間以内に感染症患者との接触あり
年 月 日生 歳				(退所日、退所先)
ご家族様等		ア. 要介護3以上 イ. 障がい（身体・知的・精神・発達・内部） ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児	☐ 熱（37.5度以上）がある、熱っぽい ☐ 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感等がある ☐ 2週間以内に感染症患者との接触あり	
年 月 日生 歳			(退所日、退所先)	
ご家族様等		ア. 要介護3以上 イ. 障がい（身体・知的・精神・発達・内部） ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児	☐ 熱（37.5度以上）がある、熱っぽい ☐ 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感等がある ☐ 2週間以内に感染症患者との接触あり	
年 月 日生 歳			(退所日、退所先)	
ご家族様等		ア. 要介護3以上 イ. 障がい（身体・知的・精神・発達・内部） ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児	☐ 熱（37.5度以上）がある、熱っぽい ☐ 咳、鼻水、咽頭の痛み、倦怠感等がある ☐ 2週間以内に感染症患者との接触あり	
年 月 日生 歳			(退所日、退所先)	
聞き取りメモ（職員記入欄） ()			記入者名	

情報収集・伝達

1. ラジオ、テレビ、スマートフォン、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
2. 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1. 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

①ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、スマートフォン等も活用する。

②行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に長田区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

③各自治会からの情報収集

地域内の被害状況や避難状況等の情報を収集する。

2. 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

1. 安否確認情報の収集

2. 安否不明者の確認

- ①事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき、
安否確認を行う
- ②事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協
力し、安否確認を行う

訪問先での確認手段

1. 建物外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認する。

2. 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3. ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックする。

4. 庭、勝手口等の確認

玄関側から状況が把握できないときは、庭、勝手口などからの確認を試みる。

救出・救護活動

1. 自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バー
ル等）を活用し、協力して救出活動を行う。
2. 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1. 被害の実態把握

- ①倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含め
て）確認する。
- ②建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- ③二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2. 二次災害の防止

- ①木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- ②柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がず
れたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- ③火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気の
ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3. 要救助者の救出

- ①救出に必要な資機材を準備する。
- ②要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業で行う。
- ③要救助者を無理に引き出すようなことはしない。

4. 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消火活動

1. 自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し、初期消火を行う。
2. 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1. 消火用水の選定

- ①火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側を使うなど風向きに注意する。
- ②河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かばないようにする。
- ③ポンプから水面までの高低差は7m以内を目安とする。

2. ホースの延長要領

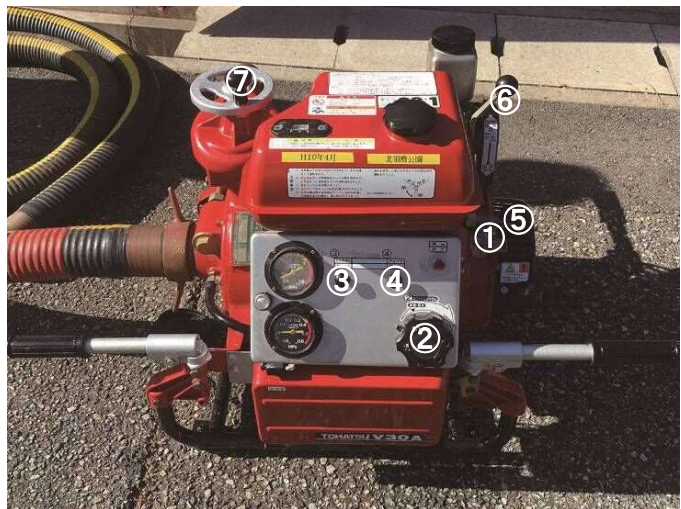
- ①道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- ②ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3. 送水の時期

- ①ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- ②放水口コックを開けるときはノズルの反動力を考え徐々に行う。

小型動力ポンプの使い方

- ①燃料コックレバーを開く。
- ②スロットルダイヤルを「給水・始動」の位置に合わせる。
- ③左側（ティクラー）のノブを引く。
- ④右側（チョーク）のノブを引く。
- ⑤ハンドルを強く引っ張り、エンジンを始動させる。
- ⑥給水レバーを引き上げ、水を吸い上げる。
- ⑦放水弁ハンドルを左に回し、放水を開始する。



自力での避難が困難な人の 避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時要援護者など、自力での避難が困難な人の避難支援を行う。

避難支援のポイント

1. 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。

2. 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

3. 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。

4. 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明、避難誘導等の援助が必要。

5. 聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。

6. 言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。

7. 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。

8. 負傷者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。